

「商標法施行規則の一部を改正する省令」について

令和3年12月
特許庁

1. 現行制度の概要

商標登録出願は、商標の使用をする商品又は役務を商標法施行令（昭和35年政令第19号）で定める商品及び役務の区分に従って指定する必要がある（商標法（昭和34年法律第127号）第6条第2項）。商標法施行令では、別表（第2条関係）において、国際的な商品及び役務の区分を定めるニース協定¹第1条に規定する国際分類（以下「国際分類」という。）に従って当該区分を定めているところ、当該区分に属する具体的な商品又は役務は、商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号。以下「省令」という。）別表（第6条関係）において、国際分類に即して、例示している。そのため、国際分類が改訂された場合、必要に応じて省令別表を改正している。

なお、省令別表においては、国際分類上許容される範囲内で、各区分に属する商品及び役務の概念括りをした上で包括表示を付す形を原則としているが、概念括りをできない商品及び役務は単品として例示することとしている。

2. 改正の必要性及び改正内容（49件）

（1）国際分類の改訂に伴う改正（26件）

本年4月19日から4月23日に世界知的所有権機関（WIPO）で開催された第31回専門家委員会における決定に伴い、省令別表の例示に必要な改正を行う。

【改正内容】

例）類移行：「衛生マスク」第5類 → 第10類

（2）商取引の事情の変化等に伴う改正（23件）

国内の商品又は役務の取引事情の変化への対応及び商品・役務の表示の明確化等のため、省令別表を改正する。

【改正内容】

例）追加：第36類「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換」

¹ ニース協定（正式名称「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定」とは、同盟国が標章の登録のための商品及びサービスの分類として各国共通の国際分類を採用することを目的に、パリ条約第19条の特別の取極として、1957年にニースで締結された協定である。国際分類は、類別表（注釈を含む。）並びに商品及びサービスのアルファベット順の一覧表から構成されている（ニース協定第1条（2））。我が国は、1989年にニース協定に加入した。

3. 施行期日

今般改訂される国際分類の発効日が令和4年1月1日であることから、今回の省令改正の施行日もこれに合わせ、令和4年1月1日とする。

4. 経過措置

国際分類は出願日の年の版が適用されるため、令和3年12月31日までに出願された商標は、令和4年中に審査するとしても、改正前の省令別表の区分に基づいて審査を行うこととなる。したがって、施行前にした出願に係る商品及び役務の区分は、従前の例によることとする旨の経過措置を設ける。

なお、前回の省令改正（令和元年経済産業省令第42号）においても、同様の経過措置を設けた。